

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第8号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（普通免許状授与の出願） 第4条 略 2 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第6号又は第9条の表備考第3号の規定により単位を替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める者にあつては、この限りではない。 3 略 4 免許法第16条第1項、第16条の4第3項又は第17条の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 （1）～（4） 略 5 <u>第1項又は前項の場合において、願ひ出る者が特定免許状失効者等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第6項に規定する特定免許状失効者等をいう。以下同じ。）であるときは、第1項又は前項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> <u>（1） 特定免許状失効者等に関する申告書</u> <u>（2） 前号に掲げるもののほか、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況を証する書類として教育委員会が別に定める書類</u> <u>6・7</u> 略 （他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願） 第5条 略 2 <u>前項</u>の場合において、教育委員会が必要と認める者にあつては、同項各	（普通免許状授与の出願） 第4条 略 2 免許法施行規則第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号の規定により単位を替える場合には、第1項に規定する書類のほか、実務に関する証明書を提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める者にあつては、この限りではない。 3 略 4 免許法第16条第1項、第16条の4第3項又は第17条第1項の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。 （1）～（4） 略 <u>5・6</u> 略 （他の種類の免許状等を受けるための教育職員検定の出願） 第5条 略 2 <u>第1項</u>の場合において、教育委員会が必要と認める者にあつては、同項

号に掲げる書類のほか、技術に関する証明書を提出しなければならない。

3～5 略

6 第4項の場合において、免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教育実習を除く。）の単位をもって栄養教育実習の単位に替える場合には、第4項の規定により提出しなければならない書類のほか、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

（自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第8条 免許法第17条及び免許法施行規則第64条又は第65条の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあつては、第3号、第4号、第7号又は第8号に掲げる書類を省略することができる。

（1）～（8） 略

（新教育領域の追加の定めに係る教育職員検定の出願）

第10条の2 免許法第5条の2第3項及び第6条第1項並びに免許法施行規則第7条第6項の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）～（6） 略

（教育職員検定の合格による免許状授与の出願）

第11条 略

2 略

3 第1項の場合において、願い出る者が特定免許状失効者等であるときは、同項各号に掲げる書類のほか、第4条第5項各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（単位の修得方法の基準）

第16条 略

略

各号に掲げる書類のほか、技術に関する証明書を提出しなければならない。

3～5 略

6 第4項の場合において、免許法施行規則附則第6項の表備考第4号の規定により、教職に関する科目（栄養教育実習を除く。）の単位をもって栄養教育実習の単位に替える場合には、第4項の規定により提出しなければならない書類のほか、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師としての実務に関する証明書を提出しなければならない。

（自立教科の免許状を受けるための教育職員検定の出願）

第8条 免許法第17条第1項及び免許法施行規則第64条又は第65条の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、教育委員会が認める者にあつては、第3号、第4号、第7号又は第8号に掲げる書類を省略することができる。

（1）～（8） 略

（新教育領域の追加の定めに係る教育職員検定の出願）

第10条の2 免許法第5条の2第3項及び第6条第1項並びに免許法施行規則第7条第5項の規定による教育職員検定を願い出る者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）～（6） 略

（教育職員検定の合格による免許状授与の出願）

第11条 略

2 略

（単位の修得方法の基準）

第16条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第8までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条又は第18条の5に規定する残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。

略

第1表

略
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第2表

略
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第3表

根拠規定	略
免許法施行規則第11条第1項 の表備考第3号及び第4号	
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法 については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定 める修得方法の例による。	

第4表・第5表 略

第6表

略
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第7表

略
備考

第1表

略
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第2表

略
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第3表

根拠規定	略
免許法施行規則第11条の表備考第3号及び第4号	
備考	
1～3 略	
4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。	

第4表・第5表 略

第6表

略
備考 1～3 略 4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第7表

略
備考

1～3 略

4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第8表 略

第9表

略

備考

1・2 略

3 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条第1項の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第10表～養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表 略

(教科)

第17条 略

第1欄	第2欄	第3欄
略		
第25号（学校教育法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第102条の場合に限る。）	略	

2 前項の表第2号の項第3欄に掲げる実業に関する教科とは、農業、工業、商業、水産、商船、家庭、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習、家庭実習及び職業指導とする。

3 第1項の表第2欄に定める教科について、成績が良好であることの出身学校長の証明は、成績証明書をもって行うものとする。

4 略

(様式)

第19条 この規則及び法令の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の表の左欄に掲げる書類は、それぞれ同表の右欄の様

1～3 略

4 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第8表 略

第9表

略

備考

1・2 略

3 この表における大学が独自に設定する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第2条の表備考第14号に定める修得方法の例による。

第10表～養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の表 略

(教科)

第17条 施行法第2条第1項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の普通免許状及び臨時免許状に関する免許法第4条第5項に掲げる教科については、施行法第2条第2項の規定に基づいて、次のように定める。

第1欄	第2欄	第3欄
略		
第25号（ただし、学校教育法施行規則第102条の場合に限る。）	略	

2 前項第1欄第2号の第3欄に掲げる実業に関する教科とは、農業、工業、商業、水産、商船、家庭、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習、家庭実習及び職業指導とする。

3 第1項第2欄に定める教科について、成績が良好であることの出身学校長の証明は、成績証明書をもって行うものとする。

4 略

(様式)

第19条 この規則及び法令の定めるところにより提出し、交付し、又は保存することを要する次の左欄に掲げる書類は、それぞれ右欄の様式による。

式による。

左欄	右欄
略	
実務に関する証明書（免許法 <u>附則第18項</u> の規定による出願の場合）	略
<u>特定免許状失効者等に関する申告書</u>	<u>第4号様式の3</u>
教育職員免許状新教育領域追加願	略
略	

第3号様式（第19条関係）

宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

1 拘禁刑以上又は懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者

2～4 略

年 月 日

現住所_____

氏 名_____

第4号様式の2（第19条関係）

実務に関する証明書（免許法附則第18項の規定による出願の場合）

略

左欄	右欄
略	
実務に関する証明書（免許法 <u>附則第19項</u> の規定による出願の場合）	略
教育職員免許状新教育領域追加願	略
略	

第3号様式（第19条関係）

宣 誓 書

私は、次に掲げる者に該当しないことを宣誓します。

1 禁錮以上の刑に処せられた者

2～4 略

年 月 日

現住所_____

氏 名_____

第4号様式の2（第19条関係）

実務に関する証明書（免許法附則第19項の規定による出願の場合）

略

第4号様式の3（第19条関係）

特定免許状失効者等に関する申告書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

現住所_____

氏 名_____

私は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第6項に規定する特定免許状失効者等であるので、次のとおり申告します。

1 免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の事実関係

--

2 特定免許状失効者等となった後の再授与の出願歴（他の都道府県教育委員会への出願（出願中のものを含む。）を含む。）

--

3 特定免許失効者等となった後の職歴・社会的活動歴、再犯防止策

4 被害者等に対する慰謝措置（謝罪、損害賠償等）や被害者等との示談等の状況

第5号様式（第19条関係）
略

第5号様式（第19条関係）
略

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3号様式の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第5項及び第11条第3項の規定は、令和4年4月1日以後に児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったことにより、特定免許状失効者等（同条第6項に規定する特定免許状失効者等をいう。以下同じ。）となった者に係る出願について適用し、同日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る出願については、なお従前の例による。